

木更津市議会 議員政治倫理条例の解説

平成31年2月
木更津市議会

目次

前文	2
第1条（目的）	2
第2条（議員の責務）	2
第3条（市民の役割）	3
第4条（市長等の責務）	3
第5条（政治倫理基準）	3
第6条（宣誓書の提出義務）	4
第7条（議員の要請に対する記録）	4
第8条（就業等の報告義務）	4
第9条（審査の請求）	5
第10条（審査等の適否）	6
第11条（審査会の設置）	6
第12条（審査会の審査）	7
第13条（審査会の記録等）	8
第14条（守秘義務）	8
第15条（審査結果の通知及び公表）	8
第16条（審査結果の措置）	9
第17条（刑確定後の措置）	9
第18条（市との請負契約等に関する遵守事項）	9
第19条（議長職務の代行）	10
第20条（委任）	10
附則	10

木更津市議会では、議員の持つべき政治倫理に関する事項を「木更津市議会議員政治倫理条例」として策定しました。ここでは、条例の解説、策定にあたっての意思等を示します。

※ 《法令等》の欄は、関係する部分のみを抜粋して掲載しています。また、内容は平成31年2月現在のものです。

前文

地方分権が進行する中で、木更津市議会は、市民から信頼される議会を目指して、そのあり方を検討し、多くの改革を実行してきた。

また、市民参加を基礎とした議会づくりは、議員に対する市民のゆるぎない信頼があって初めて実現できるものである。そのためには議員が公職としての高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、市民からの信頼を得なければならない。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、木更津市議会基本条例に基づき、議会の総意をもって木更津市議会議員政治倫理条例を制定する。

【解説】

木更津市議会は、平成22年8月9日に制定した倫理規定に基づき誠実かつ公正にその職務を遂行してきましたが、平成30年3月13日に議会の基礎となる木更津市議会基本条例を制定し、第5条第2項において議員の倫理に関して別に定めることとしていることから、これまで以上に議員の活動が、公平、公正であり、高い倫理観と深い見識により、市民からの信頼を得られるよう、木更津市議会議員政治倫理条例を制定するものです。

《法令等》

▶ 木更津市議会議会基本条例

第5条第2項 議員の倫理に関しては、別に定める。

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である木更津市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、常に良心に従って、誠実かつ公平にその職務を遂行し、自己の地位による影響を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会は、市の重要事項を調査・審議し、決定する機関です。そのため、議会を適正かつ公平に運営するにあたり、議員には高い倫理観と識見が求められます。このことから、市民全体の奉仕者として倫理の向上に資する遵守すべき行動基準を明確にし、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、その使命の達成に努めるものとする。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするものとする。

3 議員は、この条例の趣旨を理解し、目的を達成する責務を有する。

【解説】

市民全体の代表者として、議員は議員の役割を自覚して、その使命の達成に努める

こと、また、常に倫理観を高め、疑惑を持たれ、批判を受けたときは、誠実な態度を持って、市民に対し説明責任を果たすことが必要であることを規定しています。

また、議会は改選後及び必要な時期に勉強会を開催し、条例の趣旨の理解を深めます。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚を持ち、積極的に市政に関わるものとする。

2 市民は、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させる働きかけを行ってはならない。

【解説】

議員が市民の信頼を得られるよう活動することを前提とし、主権者としての市民の役割や、議員に対し、不正な働きかけを行わないことを規定しています。

(市長等の責務)

第4条 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議員が政治倫理基準に違反していると認識した場合は、議長に対し報告しなければならない。

【解説】

市長その他の執行機関は、公平、公正な市政の運営を妨げる議員の不正を見逃してはならないことを規定しています。

報告を受けた議長は、当該議員から事実関係を聴取し、対応を決定します。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益追求をその指針として行動し、その地位を利用していかなる金品等も授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取扱いをしないこと。
- (4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市等の職員の採用、昇格若しくは人事異動に関し、特定の個人を推薦し、若しくは紹介する等これらの人事に介入しないこと。
- (6) その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (8) 飲食物の供与等社会通念上疑念をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (9) 公費から支弁された物品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。

【解説】

第2条に規定する議員の果たすべき責務から導かれる具体的な遵守事項を規定しています。基準を明文化することで、議員が市民に対して約束をすることになり、また、

その内容を市民に理解してもらうことにより、相互の信頼関係を形成するものです。

《参考》

▶ 「金品等」

金、品物、便宜などです。

▶ 「資本金その他これに準ずるもの」

資本金、有価証券、不動産、動産、権利などです。

▶ 「市と密接な関係があると認められる法人」

指定管理者、委託業者、請負業者、補助金等受給団体などです。

▶ 「嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為」

セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々な概念を含んでいます。社会情勢によりどのような表現がされても対応できるよう配慮しました。

(宣誓書の提出義務)

第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員となった日から1月以内に、宣誓書を議長に提出するものとする。

【解説】

宣誓書を提出することで、条例遵守の態度を明確に示すものです。

提出の状況については、その有無及び議席番号、議員氏名を市議会ホームページ等で公表します。

《法令等》

▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第2条 条例第6条の宣誓書は、宣誓書（別記第1号様式）によるものとする。

(議員の要請に対する記録)

第7条 議長は、議員が行う市長等の職員に対する要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

【解説】

市長その他の執行機関が議員からの要請を記録することで、議員の不正を抑止するとともに、審査の対象となった場合の証拠としての役割を期待し、規定するものです。

(就業等の報告義務)

第8条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（市が資本金を出資している団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告するものとする。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

(1) 収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金を受け、又は受けようとする法人等

【解説】

地方自治法第92条の2（請負禁止）、条例第18条（市との請負契約等に関する遵守事項）に抵触する可能性のある就業等を報告することで、議員に法令等の遵守を促し、議会としてもチェック機能を果たすために規定するものです。

《法令等》

▶ 地方自治法

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第3条 条例第8条の規定による就業等の報告は、就業等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

（審査の請求）

第9条 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員6名以上の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求した日前1月以内に行われたものでなければならない。

3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人登録名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、選挙管理委員会は、確認の求めがあった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとする。

5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その結果を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

6 議長は、第4項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

【解説】

議員及び市民の審査請求の要件及び署名確認手続きについて規定しています。

第1項では、議員が請求を行う場合は、議員6名以上の連署が必要となることを規定しています。

第2項では、市民に審査請求の権利を認めており、請求を行う場合は、有権者の100分の1以上の連署が必要となることを規定しています。なお、連署に係る署名は審査請求をした日の前1月以内に行われたものとしています。

第3項では、審査請求書に添付する書類等について規定しています。

第4項から第6項では、審査請求後の議長の手続きについて規定しています。

審査請求書等の様式は、木更津市議会議員政治倫理条例施行規則に規定しています。

《参考》

▶ 「審査を請求した日前1月以内」

審査の請求をした日の前日の前月の応答日から審査の請求をした日の前日までの間です。

▶ 「確認の求めがあった日から20日以内」

「確認の求めがあった日」の翌日を1日目として算入します。

▶ 「政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類等」

政治倫理基準に違反する疑いがある状況等を記録した客観的に判断できる書類等であって、主観的なものや恣意的なものは認められません。なお、録画・録音データなども認められます。

《法令等》

▶ 公職選挙法

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（中略）に選挙人名簿に登録しなければならない。（後略）

▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第4条 条例第9条第1項の規定により議員が審査請求する場合の審査請求書は審査請求書（別記第3号様式）によるものとし、同条第2項の規定により議員の選挙権を有する者の代表者が審査請求する場合の審査請求書は審査請求書（別記第4号様式）によるものとする。

第5条 条例第9条第5項又は第6項の規定により選挙管理委員会へ確認した結果を市民による審査請求の代表者へ通知するときは、審査請求確認結果通知書（別記第5号様式）によるものとする。

（審査等の適否）

第10条 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 審査の請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、その審査に加わることができない。

3 議会運営委員会は、第1項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の審査結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者（以下「代表者」という。）に通知するものとする。

【解説】

審査の請求があった場合の手続きを規定しています。前条で規定する選挙管理委員会への署名の確認手続きと同時に当該審査請求の適否の審査を行います。

審査請求の適否の結果は、審査を請求した代表者に文書で通知します。

（審査会の設置）

第11条 議長は、前条に規定する審査の結果、審査請求を適当と認めたときは、これを審査するため、木更津市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の委員は8人とし、議長が議員の中から公正を期して選任する。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 4 委員長は、会議を招集し、及び主宰し、副委員長は、委員長に事故あるときに委員長の職務を行う。
- 5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員の任期は、次条第5項の規定による審査結果を議長に報告した日までとする。

【解説】

審査会の設置及び要件について規定しています。

審査会の委員は、審査対象となった議員や審査を請求した議員を除く議員の中から木更津市議会申合せ事項の特別委員会委員の選任方法に準じ、議長が公正を期して選任します。

《法令等》

▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第6条 条例第10条第4項の規定により議会運営委員会へ諮った結果を審査請求の代表者へ通知するときは、審査請求適否結果通知書（別記第6号様式）によるものとする。

▶ 木更津市議会申合せ事項（抜粋）

第3 委員会、その他の会議に関すること

2. 特別委員会

- (1) 委員の構成は、各会派から推薦し、会派の所属議員数が4人まで1人、5人以上7人まで2人、（中略）を選任するものとする。
- (2) 会派に属さない議員が3人以上5人の場合1名を、6人以上の場合2名を、所属しない議員の中から選任するものとする。

（審査会の審査）

- 第12条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準の違反の行為の存否等について審査する。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、審査対象議員その他の者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 審査対象議員は、審査会に対し必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べるができる。
- 4 審査会は、審査対象議員から審査会において弁明したい旨求められたときは、その機会を保障しなければならない。
- 5 審査会は、第1項の規定により審査の付託があったときは、その日から起算して60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査対象議員につき、政治倫理基準に違反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。
- 8 審査会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

【解説】

審査会の審査の方法について規定しています。

審査会は審査対象議員等から聴取した意見や提出された資料を基に審査を行い、審

査を求められた日から起算して60日以内に審査結果を議長に報告します。

審査結果に議員辞職の勧告等を明記しようとするときの要件や会議の公開・非公開について規定しています。

《参考》

▶ 「その日から起算して60日以内」

「その日」を1日目として算入します。

(審査会の記録等)

第13条 審査会は、審査を終了したときは、審査会の記録を作成するものとする。

2 前項の審査会の記録は、議長に提出する。

3 審査会は、審査の結果、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう議長に求めるものとする。

【解説】

審査会は審査の記録を作成し、議長に提出することを規定しています。審査の記録は、開会及び閉会の年月日時、出席及び欠席委員の氏名、審査した事件、議事の経過、審査の結果、その他委員長又は審査会において必要と認めた事項を記録します。

《法令等》

▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第7条 条例第13条の規定により審査会の記録を作成するときは、開会及び閉会の年月日時、出席及び欠席委員の氏名、審査した事件、議事の経過、審査の結果、その他委員長又は審査会において必要と認めた事項を記載するものとする。

(守秘義務)

第14条 審査会の委員及び議会運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

【解説】

審査等の過程で知り得たプライバシー等に関わる秘密を他に漏らしてはならないことを規定しています。

(審査結果の通知及び公表)

第15条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会運営委員会において報告するものとする。

2 議長は、前項の報告を終えたときは、代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知し、その概要を公表するものとする。この場合において、審査対象議員から次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

3 審査対象議員は、前項の通知があった日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

【解説】

審査会から審査結果の報告を受けた後の手続きについて規定しています。

審査請求の結果は、審査を請求した代表者に文書で通知します。

公表の方法は、市議会ホームページ等を想定しています。

公表する内容については、審査会の審査結果や議会運営委員会の意見を参考に議長が決定します。

審査対象議員は、弁明書を提出することができ、その場合は併せて公表します。

《参考》

- ▶ 「前項の文書の通知があった日から14日以内」

「前項の文書の通知があった日」の翌日を1日目として算入します。

《法令等》

- ▶ 木更津市議会議員政治倫理条例施行規則

第8条 条例第15条第2項の規定により審査の結果を通知するときは、審査結果通知書（別記第7号様式）によるものとする。

（審査結果の措置）

第16条 議長は、審査会から報告を受けた審査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

審査会の結果を受けた議長が措置を講じることのできる旨を規定しています。実際の運用にあたっては、議会運営委員会に諮問した上で措置を講じることを想定しています。

（刑確定後の措置）

第17条 議員が、有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議員辞職の勧告等必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

議員が、法令に違反する行為により有罪判決を受け、刑が確定した場合に、議会は議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告等の措置や再発防止の措置を講じることのできる旨を規定しています。実際の運用にあたっては、議会運営委員会に諮問した上で会議に諮って措置を講じることを想定しています。

《法令等》

- ▶ 公職選挙法

第11条第1項 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 削除
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（市との請負契約等に関する遵守事項）

第18条 議員の配偶者、2親等以内若しくは同居の親族又は議員が役員をしている法

人等若しくは議員が実質的に経営に携わる法人等は、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の締結を行わないよう努めるものとする。

2 議員は、市から直接活動又は運営に対する補助若しくは助成を受けている団体の代表者に就任しないよう努めるものとする。

【解説】

市との請負契約等及び市から直接活動又は運営に対する補助若しくは助成を受けている団体の代表者の就任に関し、議員の関与が疑われることのないよう遵守事項として規定しています。

ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約を辞退すること等により、市の行政執行に著しい支障をきたす場合は除くことを想定しています。

（議長職務の代行）

第19条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

【解説】

議長や副議長が審査対象議員となった場合の代行についてを規定しています。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

条例で定める事項以外の委任について規定しています。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

（適用区分）

2 第9条から第17条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた行為に適用する。

【解説】

この条例が平成31年5月1日から施行されることを示します。

条例公布後、周知期間を設けるとともに、第20期木更津市議会議員の任期開始にあわせて施行します。

また、第9条の審査の請求から第17条の刑確定後の措置の規定は、条例の施行の日以後になされた行為に適用します。